

「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革」に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は令和10年度までに35人に引き下げられる。きめ細かい教育活動を進めるために、更なる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられるが、学校と教師の業務の3分類にかかわらず業務の外部移行や委託を行うためには、国による自治体への財政措置等が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 学級編制標準の引き下げを検討し、30人以下学級とすること。
- 2 学校の働き方改革・教職員の長時間労働是正を実現するため、教員の増員や少数職種の増員・配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制標準の弾力的運用」の実施ができるよう加配定数の削減は行わないこと。
- 4 新規採用を持続的に確保すること。また、教職員が専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、処遇改善に必要な財政措置を講ずること。
- 5 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月30日

新潟県村上市議会

提出先

内閣総理大臣 高市 早苗 殿

総務大臣 林 芳正 殿
財務大臣 片山 さつき 殿
文部科学大臣 松本 洋平 殿
衆議院議長 森 英介 殿
参議院議長 関口 昌一 殿